

第6次

福岡市 **子ども** 総合計画

すべての子どもが夢を描けるまちをめざして



福岡市

はじめに

福岡市は、令和2年に「第5次福岡市子ども総合計画」を策定し、その基本理念である「すべての子どもが夢を描けるまち」をめざして、子どもに関する施策を総合的・計画的に推進してまいりました。その結果、第5次計画の成果指標である子育て環境満足度は、令和6年度に目標値を達成しました。

一方で、全国的に少子化が進行し、子育て家庭の孤立化や共働き世帯の増加も進む中で、子どもを望む人が安心して生み育てられる環境づくりや、子育て支援の多様化や更なる充実が求められています。また、障がい児や医療的ケアが必要な子ども、いじめ、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、経済的な事情を抱える家庭の子どもなど、子ども一人ひとりの状況に応じた支援の充実が必要とされています。

このたび策定した、「第6次福岡市子ども総合計画」では、こうした状況を踏まえ、妊娠前から妊娠期、子育て期、さらにその先へと、ライフステージごとの支援を、必要とする子どもや若者、子育て家庭へ確実に、切れ目なく届けるとともに、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、すべての子どもが自分らしく健やかに成長できるよう、子どもの権利や多様性を尊重しながら、様々な施策を展開してまいります。

子どもは、その一人ひとりが、未来を創るかけがえのない存在です。子どもが将来に夢を描きながら、心身ともに健やかに成長していける社会をつくることは、私たちの願いであり、使命でもあります。

こうした社会を実現するためには、行政はもちろん、市民、地域、事業者、NPOなどが、それぞれの役割を果たし、互いに連携しながら、社会全体で子どもや子育て家庭を支えていくことが重要です。この「第6次福岡市子ども総合計画」のもと、「すべての子どもが夢を描けるまち」をめざし、皆さまとともに、取組みを進めてまいりたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、計画の策定にあたり、ご審議をいただいた福岡市こども・子育て審議会の委員の皆さま、アンケートやヒアリング、パブリック・コメントで意見をお寄せいただいた市民の皆さま、ワークショップにご参加いただいた小学生、中学生、高校生、大学生、保護者の皆さまなど、多くの皆さまにご協力を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

福岡市長 高島 宗一郎



目 次

第1章 計画総論

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	3
4	計画の対象	3
5	これまでの経過	
	(1)国の動き	4
	(2)福岡市の取組み	8
	(3)「第5次福岡市子ども総合計画」の振り返り	10
6	計画の基本的な考え方	
	(1)基本理念	26
	(2)基本的視点	27
	(3)基本目標	28
	(4)計画の進捗管理	29

第2章 計画各論

1	施策体系	33
2	基本目標ごとの施策の展開	
	目標1 子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり	
	施策1 子どもの権利の尊重と意見表明支援	34
	施策2 社会全体で子育てを応援する環境づくり	38
	目標2 安心して生み育てられる環境づくり	
	施策3 妊娠前からの支援と親子の心と体の健康づくり	46
	施策4 幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応	54
	施策5 相談支援体制と情報提供の充実	62
	目標3 子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり	
	施策6 子どもの様々な学び・体験機会の提供	68
	施策7 子ども・若者が安心して過ごせる場づくり	76
	施策8 悩みや問題を抱える子ども・若者の支援	82
	目標4 一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり	
	施策9 障がいのある子どもや発達が気になる子どもの支援	88
	施策10 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	96
	施策11 ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援	104
	施策12 子どもの貧困対策の推進	112

巻末資料（計画の検討経過）

1	検討経過	121
2	福岡市こども・子育て審議会	122
3	みんなでつくる福岡市の将来計画プロジェクト	124
4	子ども・子育て支援に関するニーズ調査等	125
5	子ども・若者・保護者を対象としたワークショップ	126
6	関係団体へのヒアリング	127
7	市民意見募集（パブリック・コメント）	128

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、
「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす、2015年の国連サミット
で採択された、2030年を期限とする17の世界共通の目標です。
福岡市では、総合計画に基づく各施策の着実な推進により、SDGsの達成に取り組んで
います。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





基本理念

すべての子どもが夢を描けるまちをめざして

めざすまちを実現するために **5つの視点**のもと、**4つの目標**と**12の施策**を掲げて総合的に推進します。

5つの視点

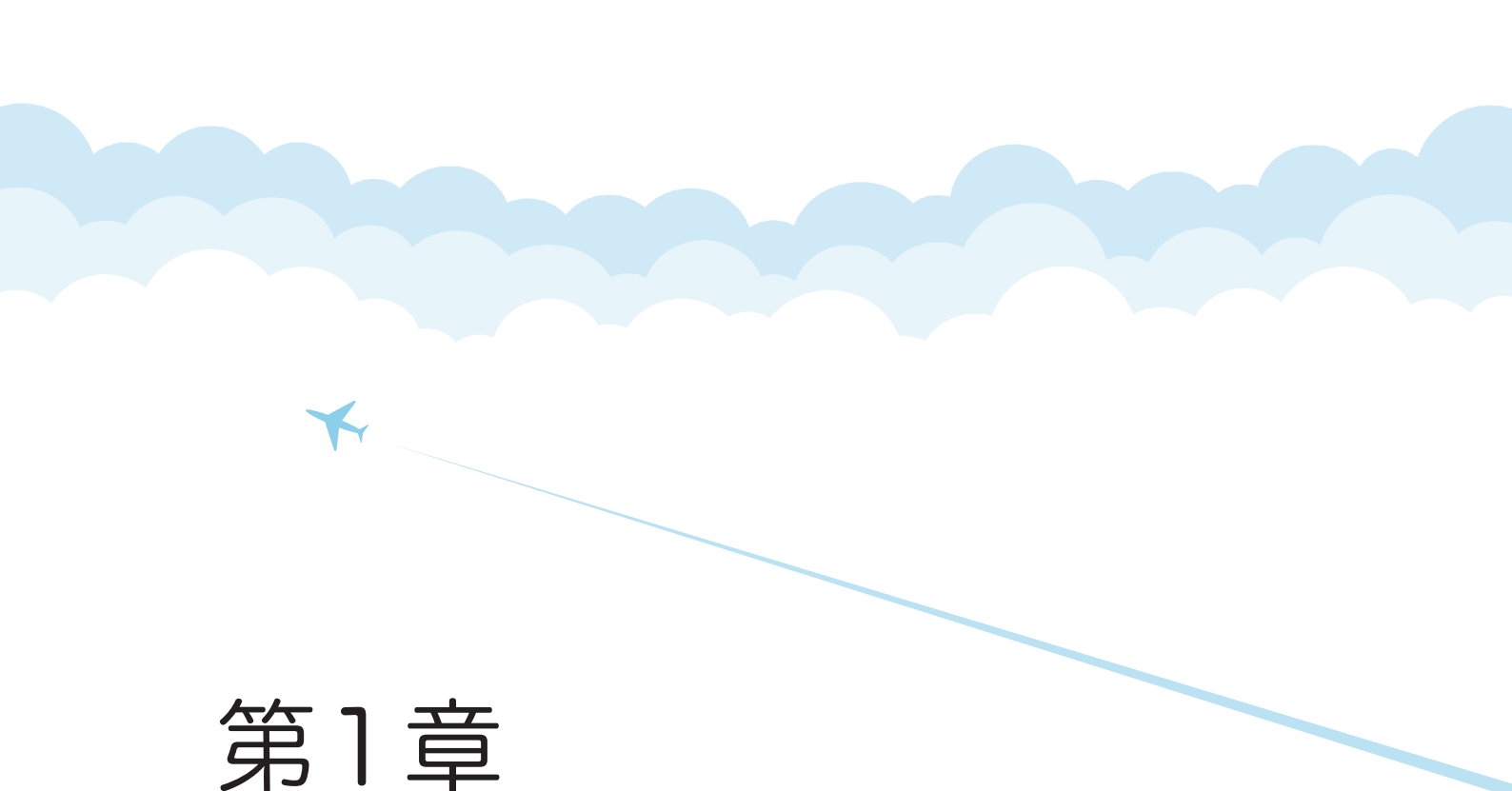
- | | | | | | | | | | |
|----------------|-------------------|----------------|----------------------|----------------|--------------------|----------------|------------------|----------------|----------|
| 視点
1 | すべての子どもの
権利の尊重 | 視点
2 | すべての子ども・
子育て家庭の支援 | 視点
3 | 一人ひとりの
視点に立った支援 | 視点
4 | 必要な人へ
確実に届く支援 | 視点
5 | 社会全体での支援 |
|----------------|-------------------|----------------|----------------------|----------------|--------------------|----------------|------------------|----------------|----------|

4つの目標

12の施策

対象

目標1 子ども・子育て家庭に やさしいまちづくり	施策1 子どもの権利の尊重と意見表明支援	子どもの権利の尊重にかかる理解促進や普及啓発、子どもアドボカシーの推進 など	全年齢
	施策2 社会全体で子育てを応援する環境づくり	子ども・子育てを応援する気運醸成、仕事と子育ての両立、子育てを支援するまちづくり など	
目標2 安心して 生み育てられる 環境づくり	施策3 妊娠前からの支援と親子の心と体の健康づくり	プレコンセプションケアの推進、不妊・不育への支援、産前・産後の支援、小児医療 など	主に 妊娠前～乳幼児期
	施策4 幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応	教育・保育の提供と質の向上、多様なニーズへの対応、保育人材の確保 など	
	施策5 相談支援体制と情報提供の充実	身近な相談窓口の充実、地域で子どもを育む環境づくり、情報提供の充実 など	
目標3 子ども・若者が 自分らしく健やかに 成長できる環境づくり	施策6 子どもの様々な学び・体験機会の提供	自己形成や自立に向けた取り組み、体験機会の充実、健やかな心身の育成 など	主に 学童期～青年期
	施策7 子ども・若者が安心して過ごせる場づくり	放課後等の居場所の充実、遊び・活動の場づくり、非行防止・健全育成活動 など	
	施策8 悩みや問題を抱える子ども・若者の支援	いじめの防止、不登校児童生徒の支援、ひきこもりの若者等の支援 など	
目標4 一人ひとりの状況に 応じてきめ細かに 支援する環境づくり	施策9 障がいのある子どもや発達が気になる子どもの支援	早期発見と支援体制の充実、特別支援教育の推進、自立と社会参加に向けた支援 など	全年齢
	施策10 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	アウトリーチ型・在宅支援の充実、里親養育等の推進・支援、自立支援の充実 など	
	施策11 ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援	ひとり親家庭やヤングケアラー、外国にルーツを持つ子ども、性的マイノリティの子どもの支援 など	
	施策12 子どもの貧困対策の推進	教育の支援、生活の安定に資するための支援、就労の支援、経済的支援 など	



第1章 計画総論

① 計画策定の趣旨	2
② 計画の位置づけ	2
③ 計画期間	3
④ 計画の対象	3
⑤ これまでの経過	4
⑥ 計画の基本的な考え方	26

第1章 | 計画総論



1 計画策定の趣旨

- 福岡市では、2000(平成12)年に「福岡市子ども総合計画」を策定して以降、子どもや子育て家庭のニーズ、社会環境の変化などを踏まえながら、5年ごとに計画の改定を行い、子ども施策を総合的・計画的に推進してきました。
- 近年における子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化として、核家族化や地域のつながりの希薄化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響などにより子育てに不安や負担を感じる保護者が増加しているほか、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化に伴い子育てにかかる支援ニーズが増加・多様化しています。また、いじめ、不登校、ひきこもり、ヤングケアラーなど、子どもや若者が抱える悩みなどは多様化・複雑化しており、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が求められています。
- 2023(令和5)年4月には、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行され、すべての子どもの権利の尊重や子ども施策への当事者意見の反映などの取組みが一層求められているところです。
- さらに、全国的に少子化が進行し、福岡市においても出生数が減少傾向にある中、子どもを持つことにかかる多様な価値観や考え方を尊重したうえで、子どもを望む人が安心して生み育てられるよう、少子化対策に取り組む必要があります。
- 「第6次福岡市子ども総合計画」は、これまでの取組みの進捗状況や現状と課題に加え、こうした社会環境の変化なども踏まえながら、効果的な子ども施策を総合的・計画的に推進していくために策定します。

2 計画の位置づけ

- この計画は、上位計画である「福岡市総合計画」に即し、福岡市における子どもに関する分野の基本的な計画として、施策の総合的・計画的な推進を図ります。
- この計画は、下記計画として位置づけます。
 - ◇こども基本法第10条第2項に基づく「福岡市こども計画」
 - ◇子ども・子育て支援法第61条に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」
 - ◇子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「福岡市子ども・若者計画」
 - ◇次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援福岡市行動計画」
 - ◇成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第17条に基づく「福岡市母子保健を含む成育医療等に関する計画」
 - ◇母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」
 - ◇こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「福岡市子どもの貧困対策推進計画」
- この計画の推進にあたっては、「福岡市保健福祉総合計画(地域福祉計画を含む)」や「福岡市教育振興基本計画」、「福岡市男女共同参画基本計画」、その他の関連計画との連携を図ります。

3 計画期間

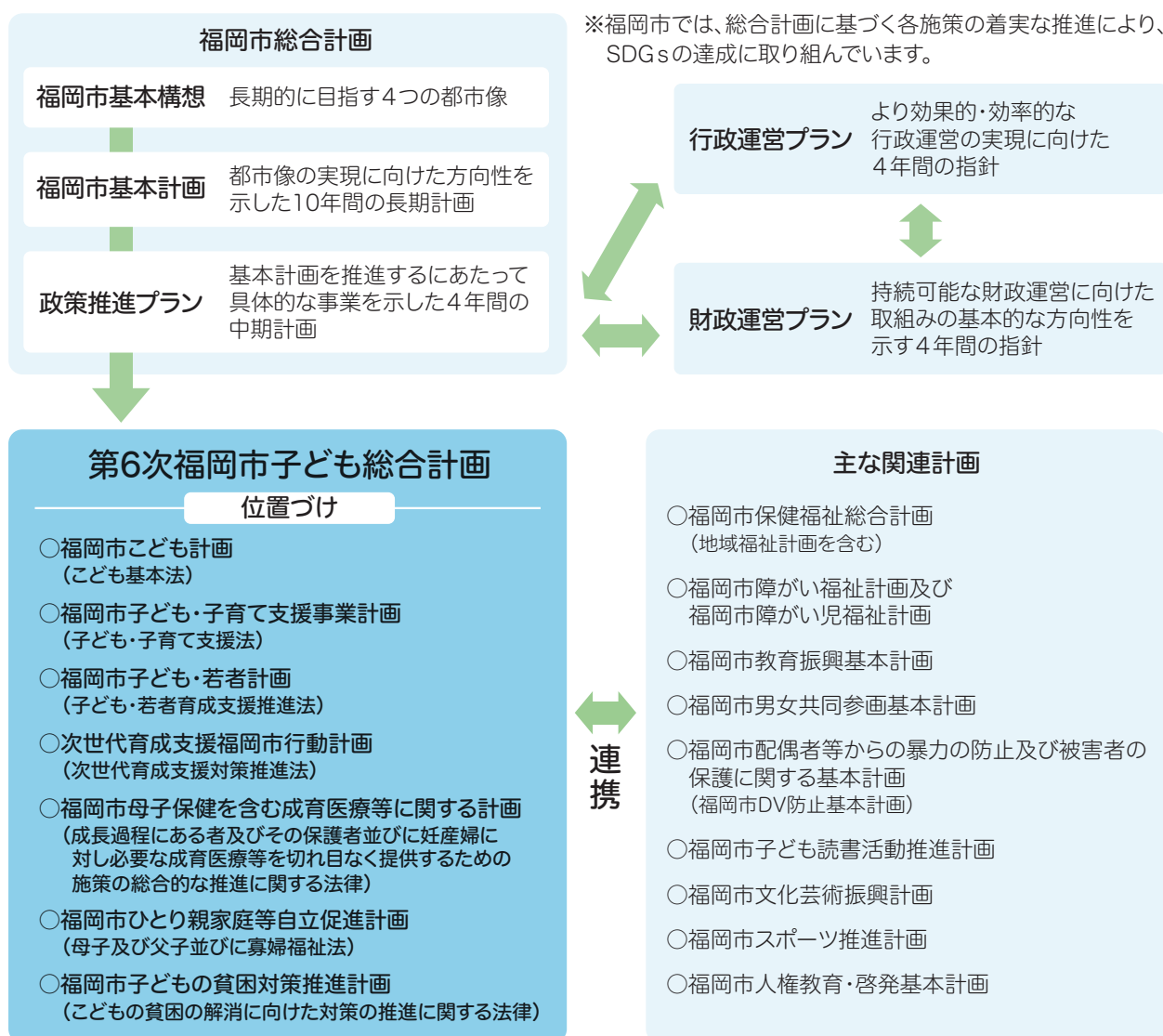
- 2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5年間

4 計画の対象

- この計画は、すべての子ども・若者と子育て家庭、市民、地域コミュニティ、事業者、NPO、行政など、すべての個人・団体を対象とします。

※この計画において、「子ども」とは0歳からおおむね18歳未満の者、「若者」とはおおむね18歳から40歳未満の者としつつ、こども基本法第2条において、「『こども』とは、心身の発達の過程にある者をいう。」と定義されている趣旨を踏まえ、必要な支援が年齢で一律に途切れることのないよう、対象者の状況や施策の内容に応じて柔軟に対応することとします(但し、法令等において対象者の年齢が定められているものを除きます)。

計画の位置づけイメージ図



5 これまでの経過

1 国の動き

子どもの権利に関すること

- 1994(平成6)年4月、すべての子どもの権利保障を目的とする「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を日本が批准しました。
- 2000(平成12)年5月、児童虐待の禁止、虐待を受けた児童の保護、自立の支援などのため、「児童虐待の防止等に関する法律」(以下、児童虐待防止法)が制定されました。
- 2013(平成25)年6月、「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめ防止等の対策に関する基本的な方針の策定が地方公共団体の努力義務とされました。
- 2016(平成28)年6月、児童福祉法が改正され、すべての児童は、子どもの権利条約の精神にのっとり、心身の健やかな成長が図られる権利を有するなど、子どもが権利の主体であることが明確化され、地方自治体は、児童の保護者とともに、児童を心身とも健やかに育成する責任を負うこととされました。2018(平成30)年7月、都道府県社会的養育推進計画には子どもの権利擁護の取組みを盛り込むこととされました。
- 2022(令和4)年6月、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が制定されました。



少子化対策、子ども・子育て支援に関すること

- 2003(平成15)年7月、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会に向けた地方自治体等の取組みを促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。
- 2003(平成15)年7月、少子化に対処する施策を推進するため、「少子化社会対策基本法」が制定され、2010(平成22)年1月、「子ども・子育てビジョン」が定められました。
- 2012(平成24)年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決し、子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、「子ども・子育て支援法」等の“子ども・子育て関連3法”が制定され、2015(平成27)年4月から、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域の子育て支援の充実を進める「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。
- 2015(平成27)年3月、子育て支援の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への配慮などを重点課題とする「少子化社会対策大綱」が閣議決定されました。
- 2016(平成28)年6月、希望出生率1.8の実現に向け、多様な保育サービスの充実や働き方改革などの対策を掲げた「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。
- 2017(平成29)年3月、2022(令和4)年度末までに女性就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとする「子育て安心プラン」が公表されました。
- 2017(平成29)年12月、「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定され、幼児教育・高等教育の無償化、待機児童解消など、社会保障制度を全世代型へ改革することとされ、「子育て安心プラン」は2020(令和2)年度末までに前倒しされました。
- 2019(令和元)年10月、急速な少子化の進行、幼児教育の重要性などに鑑み、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が開始されました。
- 2023(令和5)年12月、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、「こども未来戦略」が閣議決定され、「加速化プラン」として、2026(令和8)年度までの3年間で集中的に取り組む具体的な施策が盛り込まれました。
- 2023(令和5)年12月、こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。



子ども・若者育成支援に関すること

- 2009(平成21)年7月、ニートやひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化を踏まえ、子ども・若者を健やかに育成し、社会生活を円滑に営むことができるようにするため、「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。2010(平成22)年7月、同法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」が定められました。
- 2016(平成28)年2月、新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が閣議決定され、すべての子ども・若者の健やかな育成、困難を有する子ども・若者の支援などに重点的に取り組むこととされ、子ども・若者支援地域協議会の整備、総合的な相談体制やアウトリーチの充実などが盛り込まれました。
- 2018(平成30)年9月、「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブの待機児童解消のため新たな受け皿を整備すること、すべての小学校区で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的にまたは連携して実施することが目標として掲げられました。
- 2024(令和6)年6月、「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、ヤングケアラーが「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されるとともに、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされました。

児童虐待防止対策、社会的養育の推進に関すること

- 2000(平成12)年5月、児童虐待の禁止、虐待を受けた児童の保護、自立の支援などのため、児童虐待防止法が制定されました。
- 2016(平成28)年6月、児童福祉法、児童虐待防止法などが改正され、児童は家庭で養育されるべきこと(家庭養育優先原則)が明記されるとともに、子ども家庭総合支援拠点の設置など身近な市町村による在宅支援の強化、児童相談所の体制強化、里親委託の推進などの措置を講じることとされました。
- 2017(平成29)年8月、改正児童福祉法を具体化する工程を示した「新しい社会的養育ビジョン」において、子どもと家庭のニーズに応じた支援を構築することとされ、都道府県社会的養育推進計画には、在宅支援体制の強化、様々な支援メニューの充実、施設の機能転換や地域分散化などを盛り込むこととされました。
- 2019(令和元)年6月、児童福祉法と児童虐待防止法が改正され、親権者等による体罰の禁止、虐待を行った保護者への児童相談所による医学・心理学的知見に基づく指導の努力義務などが規定されました。
- 2022(令和4)年6月、児童福祉法が改正され、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を図るため、こども家庭センターの設置、支援を要する子どもや妊産婦等へのサポートプランの作成、訪問による家事支援等の事業の創設などが新たに盛り込まれました。

子どもの貧困対策等に関すること

- 2013(平成25)年6月、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、2014(平成26)年8月には、「子供の貧困対策に関する大綱」が定められました。
- 2014(平成26)年4月、「母子及び寡婦福祉法」が改正され、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」となり、父子家庭も法律の支援対象に位置づけられました。翌年に示された「すくすくサポート・プロジェクト」では、子育て、教育、生活、就業、住居、経済面について、ひとり親家庭に対する支援の一層の充実を図ることとされました。
- 2019(令和元)年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に推進すること、市区町村は、大綱を勘案し、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることが規定されました。
- 2019(令和元)年11月、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、現在から将来にわたり、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会をめざし、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援、支援が届かないまたは届きにくい子ども・家庭への配慮、地方公共団体による取組みの充実などを基本的な方針として、39の指標の改善に向け取り組むこととされました。
- 2024(令和6)年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、同法の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。



5 これまでの経過

2 福岡市の取組み

● 2000(平成12)年1月

保健福祉、健全育成、教育など子どもに関わる行政施策を総合的に体系づけた「福岡市子ども総合計画」を策定しました。また、同年4月、市民局に子ども部を創設しました。

● 2002(平成14)年4月

学校教育を除く子ども行政を保健福祉局に統合・一元化しました。

● 2005(平成17)年3月

「次世代育成支援対策推進法」の施行を受け、同法に基づく地域行動計画として位置づけるため、子ども総合計画の見直しを行い、「福岡市子ども総合計画(次世代育成支援福岡市行動計画)」を策定しました。

● 2005(平成17)年4月

次代を担う子どもが将来に夢や希望を持って成長することができるよう、次世代育成支援に集中的に取り組むため、「こども未来局」を創設しました。

● 2010(平成22)年3月

「新・福岡市子ども総合計画(次世代育成支援福岡市行動計画(後期計画))」を策定しました。

● 2015(平成27)年3月

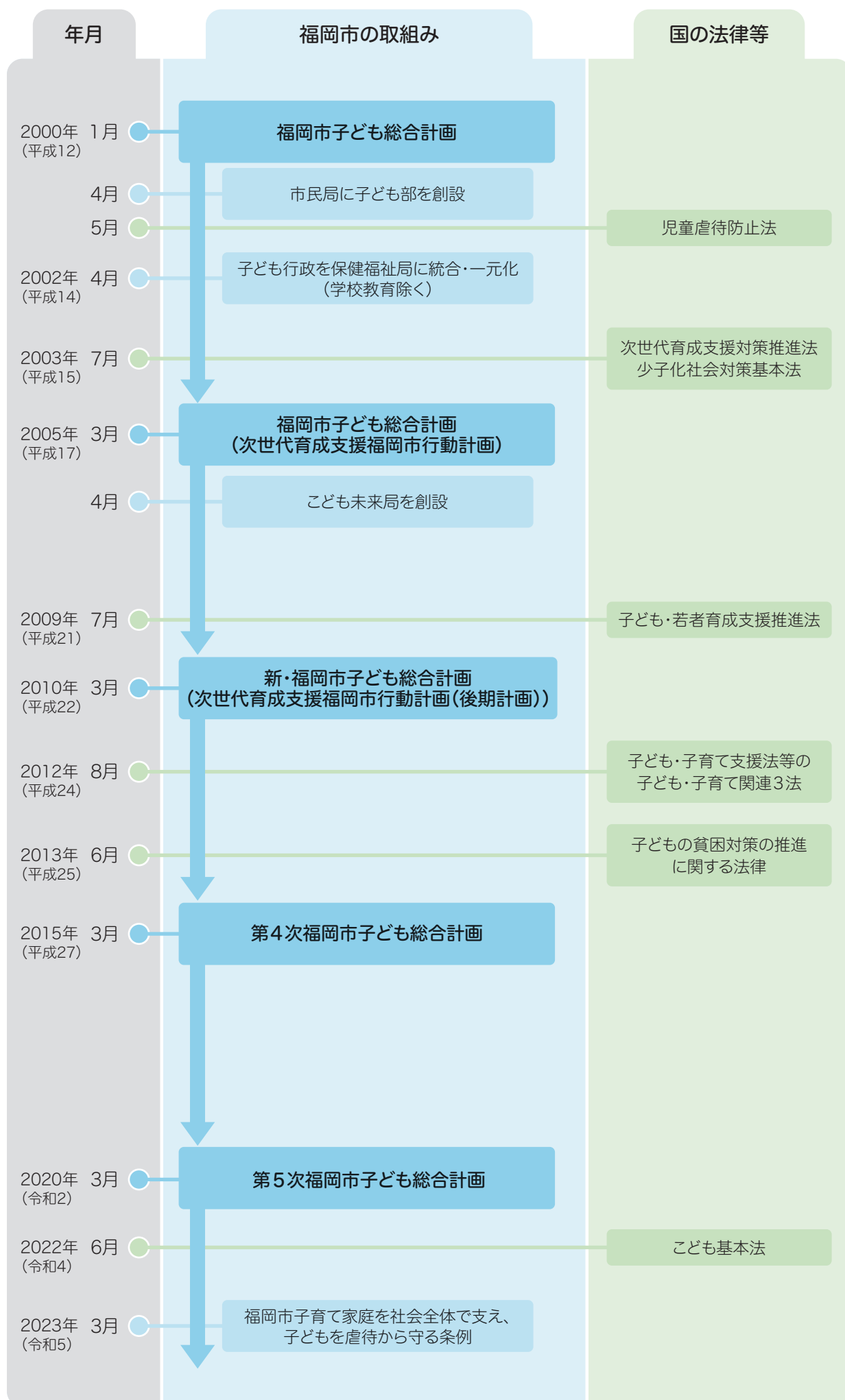
「第4次福岡市子ども総合計画」を策定しました。

● 2020(令和2)年3月

「第5次福岡市子ども総合計画」を策定しました。

● 2023(令和5)年3月

子どもが心身ともに健やかに成長することができる「子どもに優しい都市福岡」の実現をめざし、市、関係機関及び地域住民等が一丸となって子育て家庭を社会全体で支え、子どもを虐待から守るため、「福岡市子育て家庭を社会全体で支え、子どもを虐待から守る条例」が議員提案により制定されました。



5 これまでの経過

3 「第5次福岡市子ども総合計画」の振り返り

- 「第5次福岡市子ども総合計画」では、「すべての子どもが夢を描けるまちをめざして」を基本理念として掲げ、「安心して生み育てられる環境づくり」、「子ども・若者の自立と社会参加」、「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」という3つの基本目標のもと、全15の施策を総合的・計画的に推進しました。
- 計画に基づく施策の実施状況について、毎年度、福岡市こども・子育て審議会において点検・評価を行い、その結果を市のホームページに掲載し公表しました。
- 計画を策定した直後から新型コロナウイルス感染症が流行し、子ども分野においては保育所等の臨時休園や学校の臨時休校、子育て支援施設の臨時休業などにより、子どもや保護者の外出や交流の機会が制限されるなど、市民生活に大きな影響が生じましたが、オンラインによる相談支援やオンライン授業の実施など、感染拡大の状況等に応じて柔軟に対応しながら、子育て家庭のニーズなどを踏まえ、子育て支援サービスを大幅に拡充してきました。

主な取り組み

目標1 安心して生み育てられる環境づくり

- 妊産婦や乳幼児に対する健康診査や、産前・産後サポート事業の利用者負担の軽減、多胎児家庭に対する産後サポートの拡充、出産・子育て応援事業やおむつと安心定期便の開始など、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施しました。また、子どもを望む夫婦に対する相談支援や、不妊治療費及び不育症の検査・治療費の助成などに取り組みました。
- 保育の受け皿を確保し待機児童を解消したほか、病児・病後児デイケアの推進、保育所における障がい児・医療的ケア児の受入れ体制の強化など、多様な保育サービスの充実を図るとともに、保育士の負担軽減や保育の質の向上、人材確保に取り組みました。
- 子育てにかかる不安や負担を軽減するため、子どもプラザの運営や地域における子育て交流サロンの開設・運営支援などを行うとともに、身近な場所で相談できる「地域子育て相談窓口」を開設しました。また、一時預かりや、ベビーシッター派遣の利用要件の緩和を行うとともに、新たに「福岡市型」こども誰でも通園制度を実施しました。
- 障がいの早期発見・早期支援のため、療育センター等において相談・診断・療育を実施しました。また、新規受診児数の増加に対応するため、療育センター等の体制強化を図るとともに南部療育センターの整備や児童発達支援センターの増設、児童発達支援事業所の設置促進などに取り組みました。さらに、障がい児が利用する障がい福祉サービス等の利用者負担を軽減しました。
- 子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、第2子以降の保育料を無償化したほか、子ども医療費助成制度の対象を高校生世代まで拡大しました。

目標2 子ども・若者の自立と社会参加

- 放課後児童クラブの環境整備やわいわい広場の実施校数の拡大、中央児童会館における遊び・体験・交流の場の提供、身近な公園の整備などに取り組みました。
- 科学館や青少年施設、ミュージアム施設等において様々な体験機会を提供したほか、ミニふくおかの実施、アジア太平洋こども会議・イン福岡による国際交流の支援、小・中学校における職場体験学習やアントレプレナーシップ教育、ものづくり体験などに取り組みました。
- ひきこもりや非行など、困難な状況にある若者やその家族を支援するため、若者総合相談センター（ユースサポートhub）を開設し、民間支援団体等と連携したサポートを実施するとともに、地域において若者の居場所づくり活動を行う団体などへの支援を強化しました。
- 登校支援が必要な児童生徒に対応する教育相談コーディネーターをすべての中学校区に配置したほか、一人ひとりの悩みや問題に応じて相談支援を行うスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を拡充しました。
- 自閉症・情緒障がい特別支援学級の新設・増級や、特別支援学校高等部の新設、学校生活支援員の配置拡充など、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育に取り組みました。また、関係機関などと連携し、障がいのある生徒の自立や社会参加などを支援しました。さらに、放課後等デイサービスや特別支援学校放課後等支援事業の利用者負担を軽減しました。

目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

- 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、関係機関の連携強化や市民への啓発などに取り組むとともに、アウトリーチ（訪問型）の専門相談や、育児・家事支援、見守り支援を実施しました。また、社会的養護体制について、里親委託の推進や施設のケア単位の小規模化、多機能化を行ったほか、児童心理治療施設を開設しました。
- 産前・産後母子支援センター（こももティエ）を開設し、様々な事情を抱える特定妊婦等に対して継続的・総合的な支援を実施したほか、育児不安や育児疲れの軽減を図るため、ショートステイの受け皿を拡大しました。
- ひとり親家庭の就業や自立支援を強化するため、高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡大や多子加算の追加などを行いました。また、ひとり親家庭に対する支援情報を一元的に分かりやすく発信するポータルサイトを開設しました。
- ヤングケアラー支援のための相談窓口を開設し、コーディネーターによる相談支援やヘルパー派遣を実施しました。
- 生活保護・生活困窮の子どもがいる世帯に対し、訪問型の相談・学習支援を実施しました。また、子どもたちへの食事の提供と居場所づくり活動を行う民間団体に対する支援を拡充したほか、経済的な事情を抱える子育て家庭に対し、各種助成、給付、貸付、減免などを行いました。



社会環境の変化等

こども基本法の施行

- 子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が2022(令和4)年6月に制定、2023(令和5)年4月に施行されました。
- この法律では、下記の6つの基本理念が掲げられており、国・地方公共団体は、これらの基本理念にのっとり子ども施策を策定し、実施する責務を有することが定められています。

こども基本法の基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

国による少子化への対応

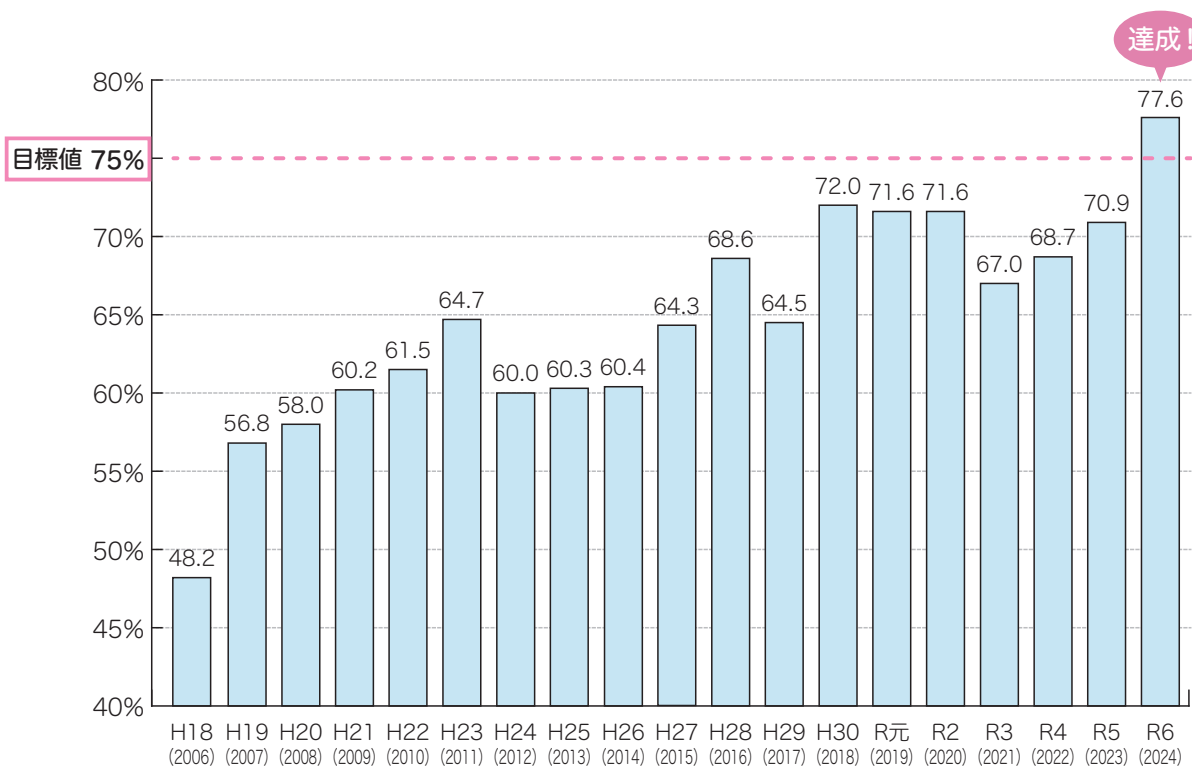
- 国の人口動態統計によると、2023(令和5)年の全国の出生数は72万7,288人で、8年連続で減少し、1899(明治32)年の調査開始以来、過去最少となっています。また、合計特殊出生率も1.20と過去最低を更新しており、少子化が急速に進行しています。
- こうした状況を踏まえ、国は2023(令和5)年12月に「こども未来戦略」を策定し、「若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない」、「子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある」、「子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在する」の3点を重要課題として挙げたうえで、「次元の異なる少子化対策」として、「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造・意識を変える」、「全てのこども・子育て家庭を切れ目なく支援する」の3つを基本理念とし、抜本的に政策を強化することとしています。

「第5次福岡市子ども総合計画」の成果指標の状況

総合的な成果指標

子育て環境満足度（福岡市が子育てしやすいまちだと感じる、高校生以下の子を持つ保護者の割合）

- これまでの取組みの結果、徐々に上昇し、2018(平成30)年度に70%超となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、2021(令和3)年度に大きく低下しました。2022(令和4)年度以降は着実に上昇し、2023(令和5)年度には再び70%超、2024(令和6)年度には77.6%となり、目標値を達成しました。
- 子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合も増加しており、計画に掲げる施策の方向性に基づき、安心して生み育てられる環境づくりなどに取り組んできたことが一定評価され、こうした結果につながっていると考えられます。



【参考値】

項目		H30年度	R5年度
子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合	乳幼児	87.3%	90.2%
	小学生	89.3%	93.9%

(参照：福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

目標1 安心して生み育てられる環境づくり

- 産前・産後の支援の充実などにより4か月児健診時のアンケート結果はいずれも改善し、2023（令和5）年度時点で目標を達成しています。
- 地域での支え合いにより、子育て家庭や高齢者が暮らしやすいまちだと感じる市民の割合や、子育てについて気軽に相談できる人・場所がある人の割合は初期値を下回っています。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、地域と連携した取組みや親子の交流事業を休止したことなどが影響していると考えられます。
- 男女の固定的な役割分担意識の解消度は、男性は着実に上昇し、女性は2023（令和5）年度時点で目標値を達成しています。
- 地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合は着実に上昇しています。

成果指標		R元年度 初期値	R5年度 実績	R6年度 目標値
4か月児健診時のアンケート調査の結果（母親）				
育児に心配があると答えた母親の割合		14.2%	13.6%	減少
育児は疲れると答えた母親の割合		22.5%	22.0%	減少
育児は楽しいと答えた母親の割合		92.7%	94.8%	増加
地域での支え合いにより、子育て家庭や高齢者が暮らしやすいまちだと感じる市民の割合		41.6%	41.2%	65%
子育てについて気軽に相談できる人・場所がある人（乳幼児の保護者）の割合		91.4% （H30年度）	89.2%	95% （R5年度）
男女の固定的な役割分担意識の解消度 （「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定概念をもたない市民の割合）	男性	68.2%	76.2%	80%
	女性	76.5%	84.1%	80%
地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合		66.6%	73.0%	75%

目標2 子ども・若者の自立と社会参加

- 地域の遊び場や体験学習の場への評価は、コロナ下における各種子ども関連施設等の臨時休業や、学校における体験学習の中止などにより、2020(令和2)年度に56.2%、2021(令和3)年度に55.5%と大きく減少しましたが、その後は徐々に上昇しています。
- 子どもの携帯電話の使用に関する保護者の意識は、初期値より低下しています。コロナ下において、保護者を対象とした講座や学習会等が中止となり、啓発の機会が著しく減少したことなどが影響していると考えられます。
- 長期欠席児童生徒のうち不登校に分類される児童生徒の復帰率は初期値より低下しています。不登校の要因や背景、支援ニーズが多様化し、復帰までに期間を要するケースが増えています。
- 悩みや心配ごとを「誰にも相談しない」と答えた青年の割合は着実に減少し、2023(令和5)年度時点で目標を達成しています。
- 知的障がい特別支援学校高等部3年生で就労を希望している生徒の卒業時の就労率は、初期値より低下しています。これは、A型事業所への就労を希望していた生徒が、実習の結果、同一法人が運営する就労移行支援事業所やB型事業所に進路先を変更したケースや、自立訓練を経験した後に就労をめざすことになったケースなど、本人・保護者の進路希望がより多様化したことによるものと考えられます。

成果指標	R元年度 初期値	R5年度 実績	R6年度 目標値
地域の遊び場や体験学習の場への評価 (地域の小中学生はさまざまな遊びや体験学習をする場や機会に恵まれていると感じる、高校生以下の子を持つ保護者の割合)	64.5%	59.9%	65%
子どもの携帯電話の使用に関する保護者の意識 「子どもの携帯電話の使用に際して、家庭内でルールを設けている」割合	80.7% (H29年度)	74.3%	90%
長期欠席児童生徒のうち不登校に分類される児童生徒の復帰率	47.9%	39.4%	65%
悩みや心配ごとを「誰にも相談しない」と答えた青年の割合	13.2% (H30年度)	5.4%	10%未満 (R5年度)
知的障がい特別支援学校高等部3年生で就労を希望している生徒(5月時点)の卒業時の就労率	92.9%	75.0%	100%



目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

- 子どもや子育てに関する様々な情報提供や相談機能が充実していると感じる市民の割合は、ほぼ横ばいであり、より分かりやすい情報提供や相談機能の充実が求められています。
- 児童生徒の自尊感情の状況は、小学生・中学生ともに着実に上昇しています。
- 子育てに関して「不安や負担を感じる」と答えたひとり親家庭の保護者の割合は初期値より上昇しています。調査対象全体においても「不安や負担を感じる」と答えた保護者の割合は増加しており、核家族化や地域のつながりの希薄化に加えて、コロナ下における交流機会の減少などの影響もあると考えられます。
- ひとり親家庭の親の就業率は、母子家庭・父子家庭ともに着実に上昇し、2021（令和3）年度時点で目標を達成しています。
- 離婚によってひとり親となった世帯のうち、離婚した相手から養育費を受け取っていない世帯の割合は着実に減少し、2021（令和3）年度時点で目標を達成しています。
- 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率は、初期値より減少しており、家庭や子どもの状況に応じた支援の充実が求められています。
- 子育てをするうえで気軽に相談できる人・場所がない(ない)と答えた世帯年収300万円未満の世帯の乳幼児保護者の割合は、初期値より上昇しています。調査対象全体においても、気軽に相談できる人・場所がない(ない)と答えた保護者の割合が上昇していることから、核家族化や地域のつながりの希薄化に加えて、コロナ下における交流機会の減少などの影響もあると考えられます。
- 里親等委託率について、乳幼児は2020（令和2）年度から2022（令和4）年度まで目標を達成していましたが、2023（令和5）年度時点では一時的に初期値を下回っています。学齢児は2020（令和2）年度以降、目標を達成しています。
- 子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合は、着実に上昇しています。
- いじめに対する意識は、目標値に近い割合で横ばいとなっています。

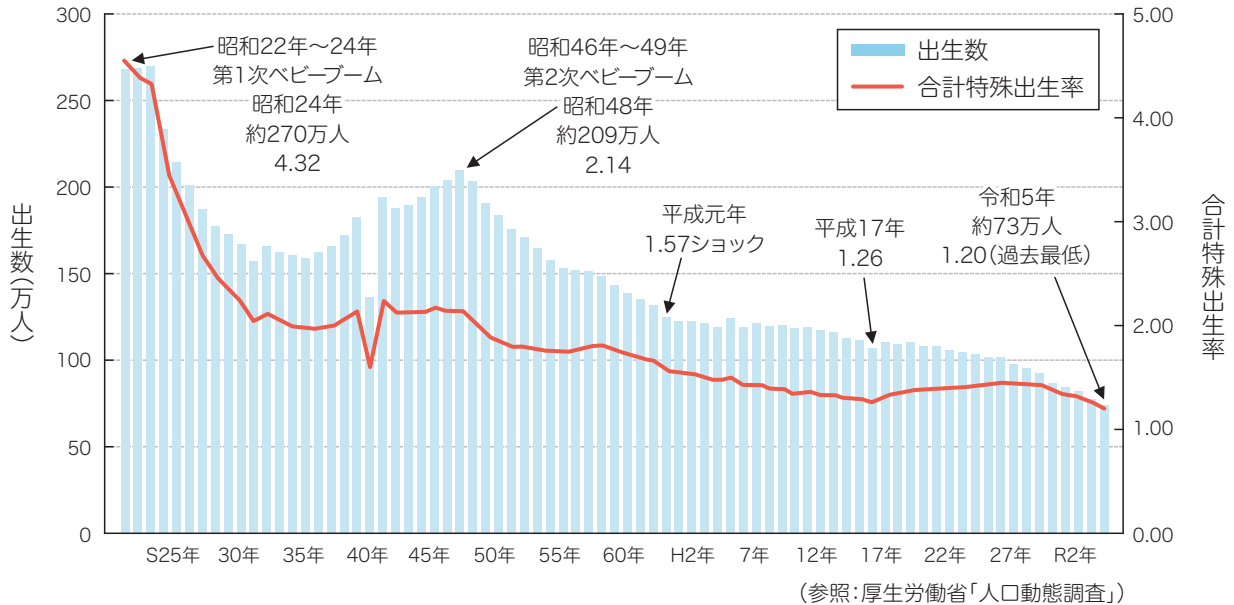
成果指標		R元年度 初期値	R5年度 実績	R6年度 目標値
子どもや子育てに関する様々な情報提供や相談機能が充実していると感じる市民の割合		35.7%	37.4%	50%
児童生徒の自尊感情の状況 (「自分にはよいところがあると思う」の設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合)	小6児童	81.8%	84.2%	90%
	中3生徒	76.8%	83.6%	87%
子育てに関して「不安や負担を感じる」と答えたひとり親家庭の保護者(乳幼児の保護者)		19.6% (H30年度)	23.6%	10%
ひとり親家庭の親の就業率	母子家庭	86.8% (H28年度)	89.0% (R3年度)	88% (R3年度)
	父子家庭	90.6% (H28年度)	93.0% (R3年度)	92% (R3年度)
離婚によってひとり親となった世帯のうち、離婚した相手から養育費を受け取っていない世帯の割合	母子家庭	75.6% (H28年度)	64.8% (R3年度)	減少 (R3年度)
	父子家庭	92.7% (H28年度)	88.5% (R3年度)	減少 (R3年度)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率		95.5%	88.2%	98%
子育てをする上で気軽に相談できる人・場所が「いない(ない)」と答えた乳幼児の保護者の割合(世帯収入300万円未満の世帯)		7.9% (H30年度)	12.1%	減少 (R5年度)
里親等委託率 (児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームに委託された児童のうち、里親及びファミリーホームに委託された児童の割合)	乳幼児	69.9%	66.7%	75%
	学齢児	48.1%	53.9%	50%
子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合		73.3%	76.1%	80%
いじめに対する意識 (「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という設問に対して、「当てはまる」及び「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合)		96.7%	96.7%	97%



関連データ

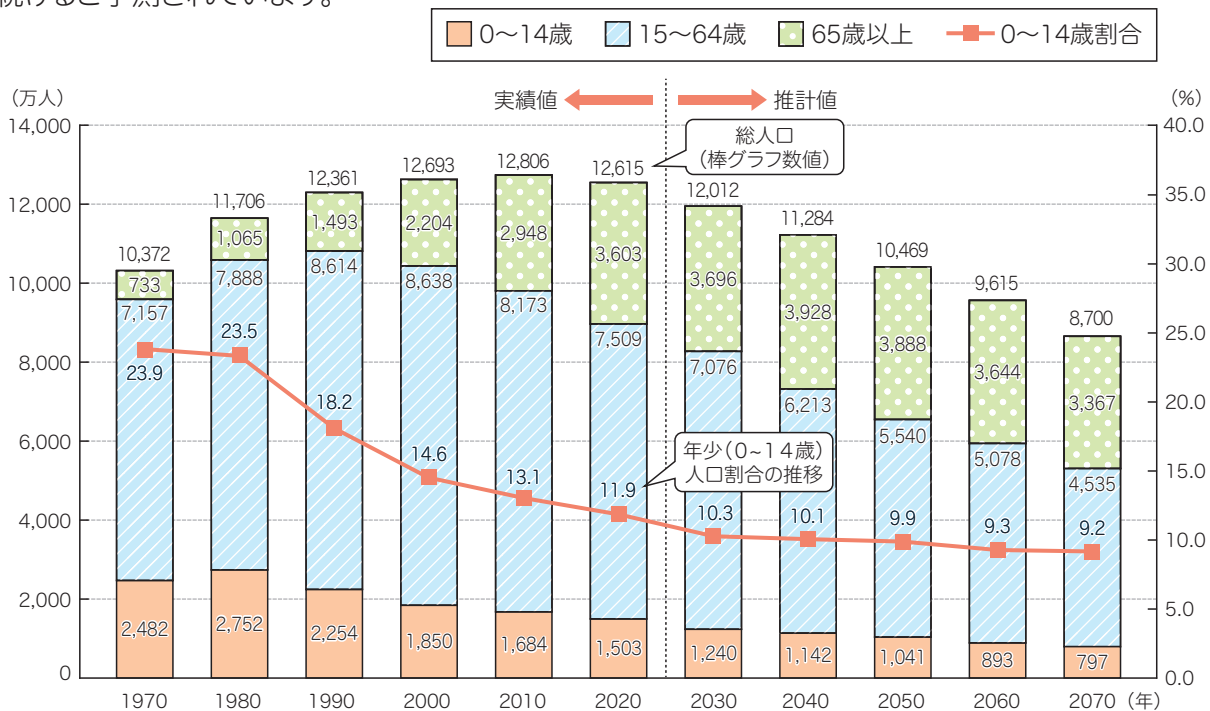
◆ 全国の出生数と合計特殊出生率の推移

出生数は第2次ベビーブーム以降、減少を続け、1991(平成3)年以降は増加と減少を繰り返しながら緩やかな減少傾向にあります。合計特殊出生率は2005(平成17)年に大きく低下した後は微増傾向でしたが、近年は減少傾向となっています。



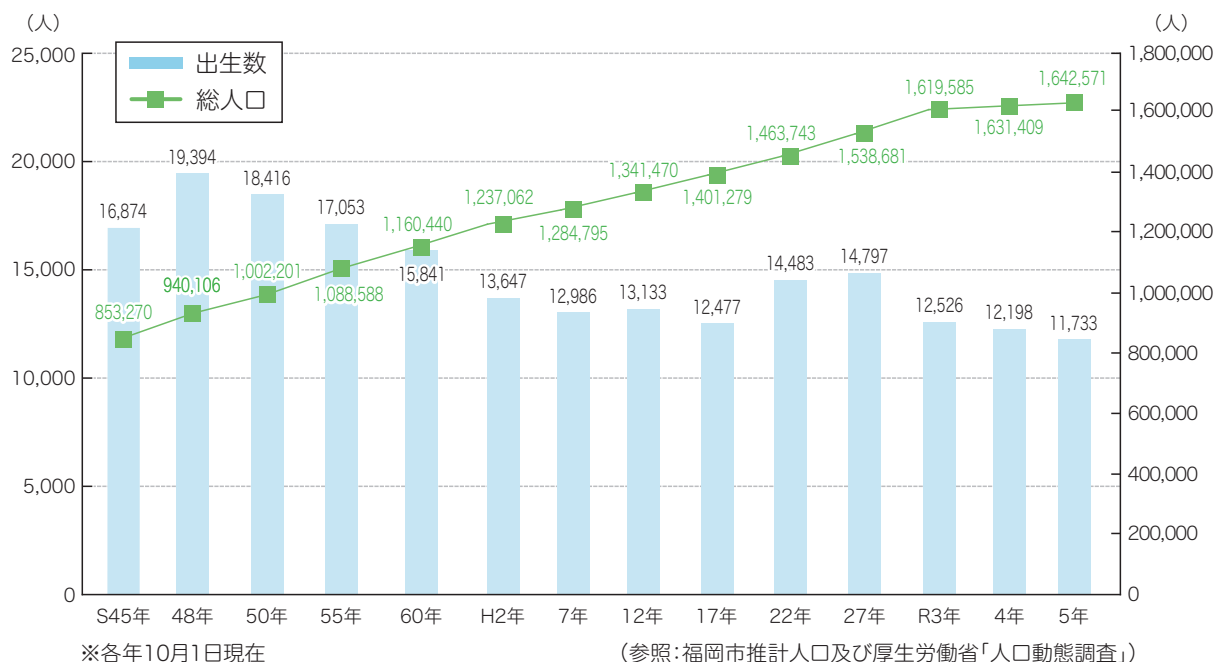
◆ 全国の人口構造の推移と見通し

国内の人口は、2010(平成22)年から減少傾向にあります。今後も、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)の減少が続くとともに、高齢者人口(65歳以上)の割合が相対的に上昇し続けると予測されています。



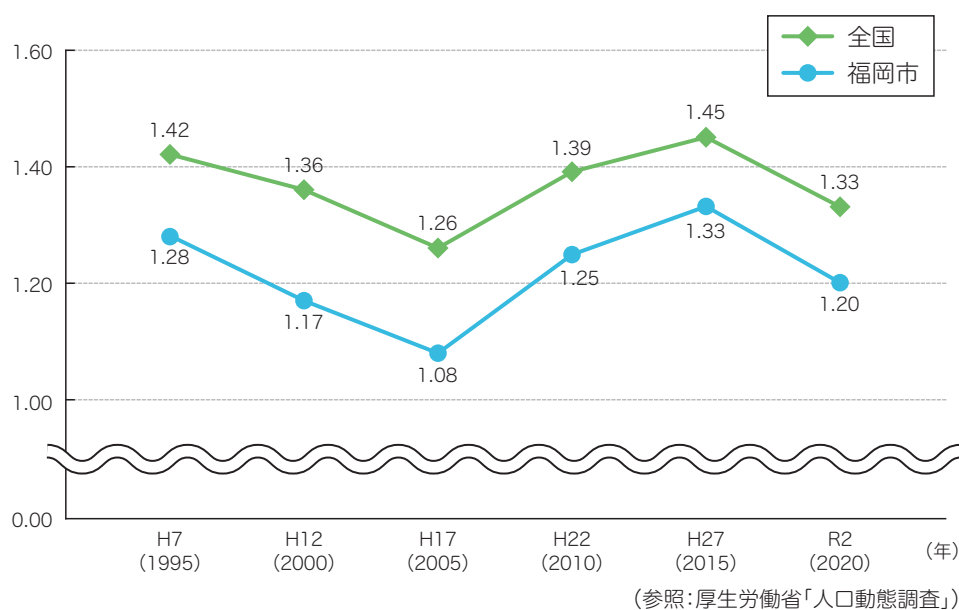
◆ 福岡市の出生数の推移

福岡市の出生数は、1973(昭和48)年、第2次ベビーブームにピークを迎え、その後減少し、1990(平成2)年頃から13,000人前後のほぼ横ばいで推移してきましたが、2008(平成20)年以降は14,000人台で推移した後、近年は減少傾向となっています。



◆ 福岡市と全国の合計特殊出生率の推移

福岡市の合計特殊出生率は、2015(平成27)年に比べ2020(令和2)年に0.13ポイント減少しており、全国値と比較すると、低い値で推移しています。福岡市は10代後半から20代前半の若者の流入が多く、若者率が高いことが一因と考えられます。



〔合計特殊出生率とは〕

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数。政令指定都市の合計特殊出生率は、国勢調査結果をもとに5年毎に算出。



◆ 政令指定都市の合計特殊出生率

福岡市の合計特殊出生率は、政令指定都市の中で、20都市中第16位となっています。

順位	都市名	数値	順位	都市名	数値	順位	都市名	数値
1	熊本市	1.51	8	静岡市	1.32	15	相模原市	1.23
2	北九州市	1.47	9	さいたま市	1.30	16	福岡市	1.20
3	浜松市	1.44	9	新潟市	1.30	17	仙台市	1.17
3	堺市	1.44	11	神戸市	1.27	17	大阪市	1.17
5	広島市	1.42	12	川崎市	1.26	19	京都市	1.15
6	岡山市	1.41	13	横浜市	1.25	20	札幌市	1.09
7	名古屋市	1.34	14	千葉市	1.24	全 国		1.33

(参照：厚生労働省「令和2年 人口動態調査」)

◆ 政令指定都市の人口1,000人あたり出生数

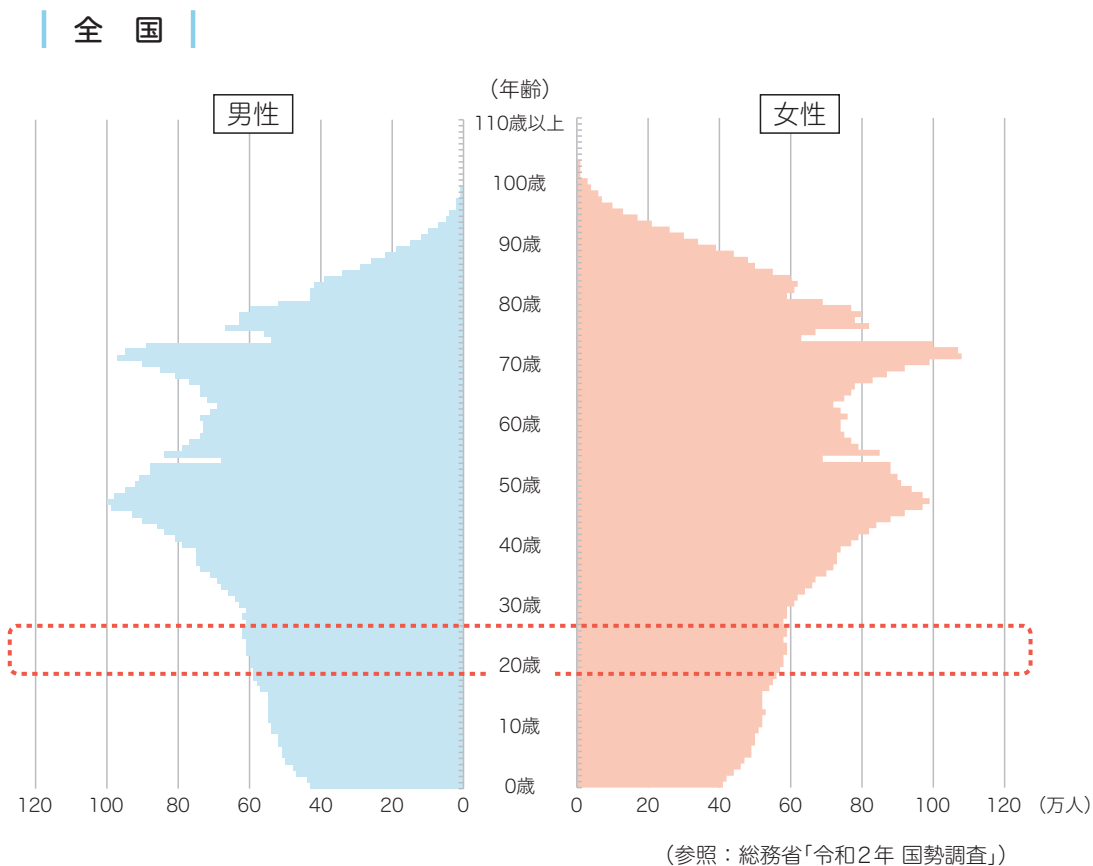
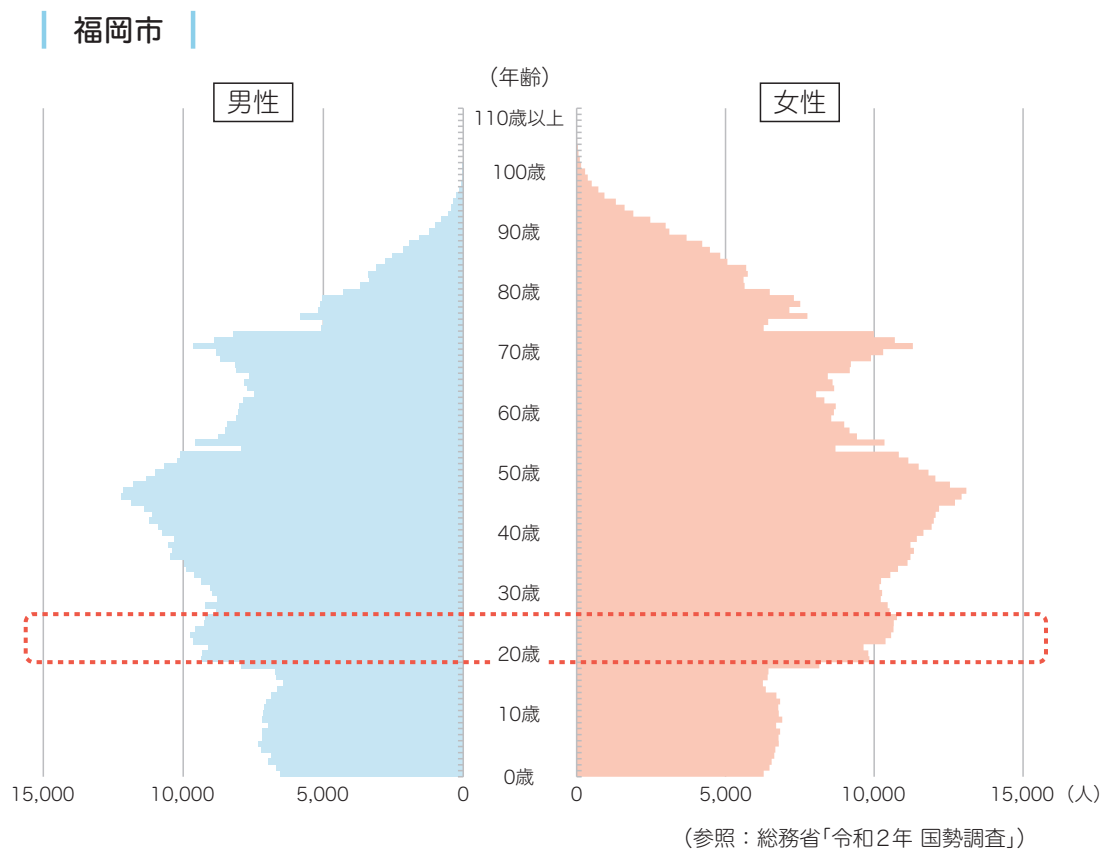
福岡市の1,000人あたりの出生数は7.1人で、政令指定都市の中で20都市中第2位となっています。

順位	都市名	1,000人あたりの出生数	順位	都市名	1,000人あたりの出生数	順位	都市名	1,000人あたりの出生数
1	熊本市	7.2	8	大阪市	6.4	14	新潟市	5.7
2	福岡市	7.1	9	堺市	6.3	14	神戸市	5.7
2	川崎市	7.1	10	仙台市	6.0	17	札幌市	5.3
4	さいたま市	7.0	10	北九州市	6.0	17	相模原市	5.3
5	岡山市	6.8	12	横浜市	5.9	17	静岡市	5.3
6	名古屋市	6.7	13	浜松市	5.8	17	京都市	5.3
7	広島市	6.6	14	千葉市	5.7	全 国		6.0

(参照：厚生労働省「令和5年 人口動態調査」)

◆ 人口構造(人口ピラミッド)

福岡市は、全国と比較すると、男性・女性ともに18歳以下の各年齢に比べて19歳から26歳までの人口が大幅に多い形となっています。



◆ 生産年齢人口における男女構成比

福岡市と全国の生産年齢人口を5歳毎に比較すると、全国では、55～59歳の区分から女性人口が男性人口を上回りますが、福岡市では、すべての年代で女性人口が男性人口を上回っています。

年代	福岡市				全国			
	男性		女性		男性		女性	
	人数	人口に占める 男性の割合	人数	人口に占める 女性の割合	人数	人口に占める 男性の割合	人数	人口に占める 女性の割合
15～19	37,066人	(50.0%)	37,116人	(50.0%)	2,880千人	(51.3%)	2,737千人	(48.7%)
20～24	47,385人	(48.1%)	51,036人	(51.9%)	3,018千人	(50.9%)	2,913千人	(49.1%)
25～29	45,280人	(46.3%)	52,604人	(53.7%)	3,074千人	(51.0%)	2,958千人	(49.0%)
30～34	46,831人	(47.4%)	52,010人	(52.6%)	3,297千人	(50.8%)	3,188千人	(49.2%)
35～39	51,659人	(47.8%)	56,315人	(52.2%)	3,697千人	(50.6%)	3,615千人	(49.4%)
40～44	55,379人	(48.1%)	59,821人	(51.9%)	4,189千人	(50.5%)	4,102千人	(49.5%)
45～49	59,338人	(48.4%)	63,331人	(51.6%)	4,863千人	(50.4%)	4,787千人	(49.6%)
50～54	49,924人	(48.1%)	53,972人	(51.9%)	4,277千人	(50.1%)	4,263千人	(49.9%)
55～59	43,324人	(48.2%)	46,479人	(51.8%)	3,865千人	(49.8%)	3,902千人	(50.2%)
60～64	39,048人	(48.0%)	42,380人	(52.0%)	3,593千人	(49.2%)	3,704千人	(50.8%)

(参考)

全人口	761,148人	(47.2%)	851,244人	(52.8%)	61,350千人	(48.6%)	64,797千人	(51.4%)
-----	----------	---------	----------	---------	----------	---------	----------	---------

(参照：総務省「令和2年 国勢調査」)

◆ 政令指定都市の若者率

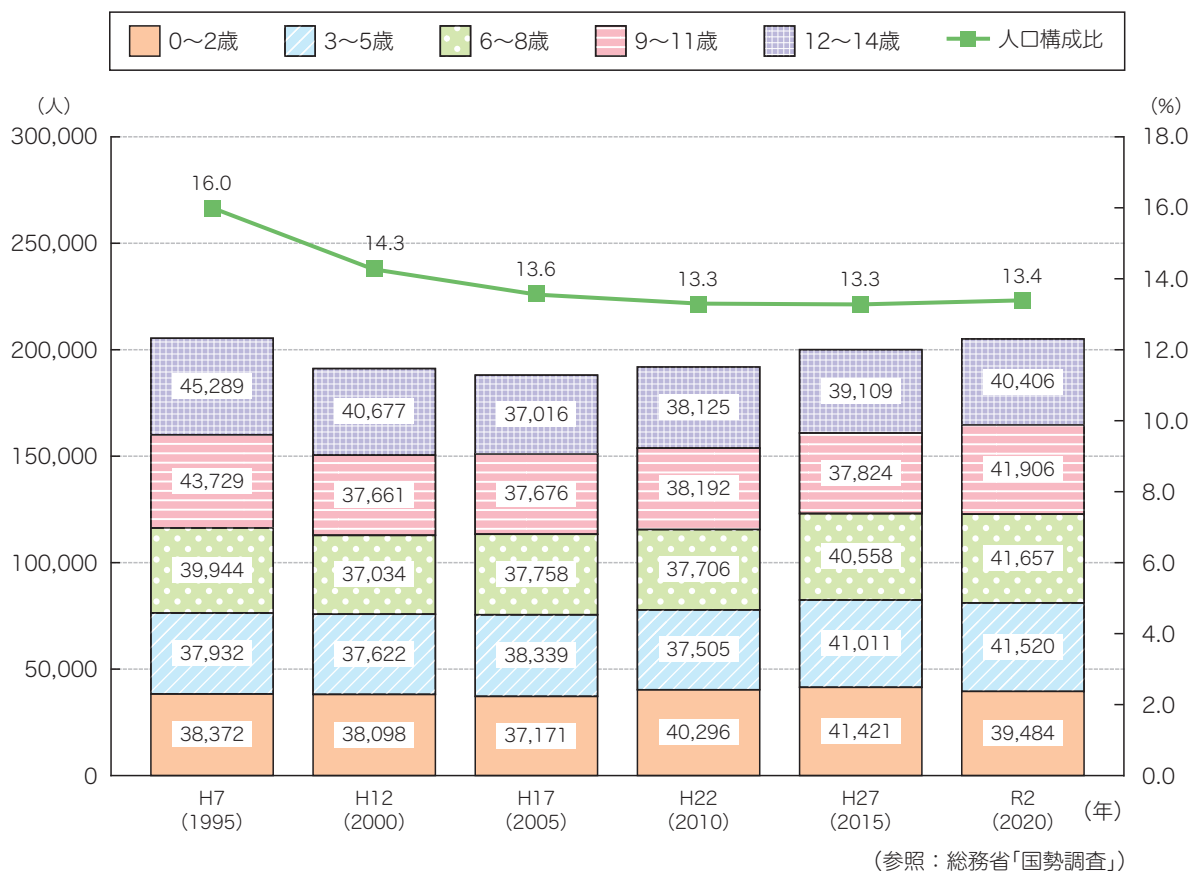
福岡市の若者率(15～29歳の人口÷総人口×100(%))は、政令指定都市の中で、20都市中第1位となっています。

順位	都市名	数値	順位	都市名	数値	順位	都市名	数値
1	福岡市	17.6%	7	名古屋市	15.8%	15	札幌市	14.4%
2	川崎市	17.2%	9	相模原市	15.5%	16	神戸市	14.1%
3	京都市	16.9%	10	横浜市	15.3%	17	新潟市	13.7%
4	仙台市	16.7%	10	熊本市	15.3%	17	静岡市	13.7%
5	大阪市	16.5%	12	千葉市	15.1%	17	北九州市	13.7%
6	岡山市	16.2%	13	広島市	14.8%	20	浜松市	13.6%
7	さいたま市	15.8%	14	堺市	14.5%	全 国		14.3%

(参照：総務省「令和2年 国勢調査」)

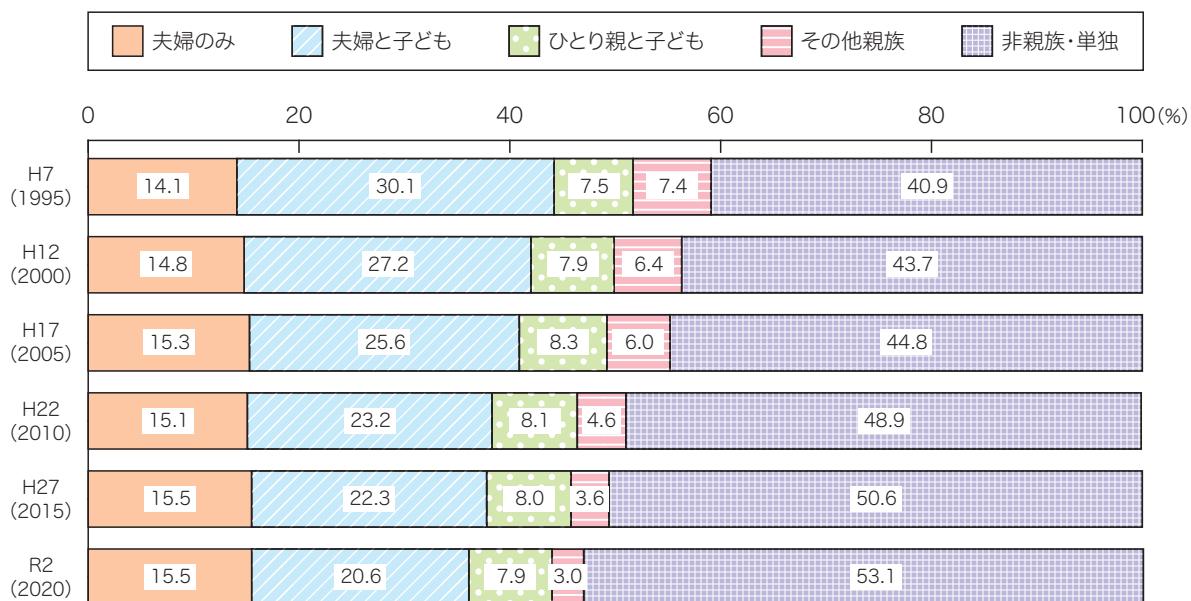
◆ 福岡市の15歳未満人口の内訳と構成率の推移

全人口に占める年少人口(0～14歳)の割合は、2005(平成17)年まで減少傾向が続き、以降は横ばいとなっています。



◆ 福岡市における家族類型別の一般世帯数の割合

家族類型別の一般世帯数の割合を見ると、夫婦と子ども世帯の割合が減少し、非親族・単独世帯が増加するなど、少人数の世帯の割合が増加しています。



※一般世帯は、寮・寄宿舎、病院等の施設等の世帯を除く世帯

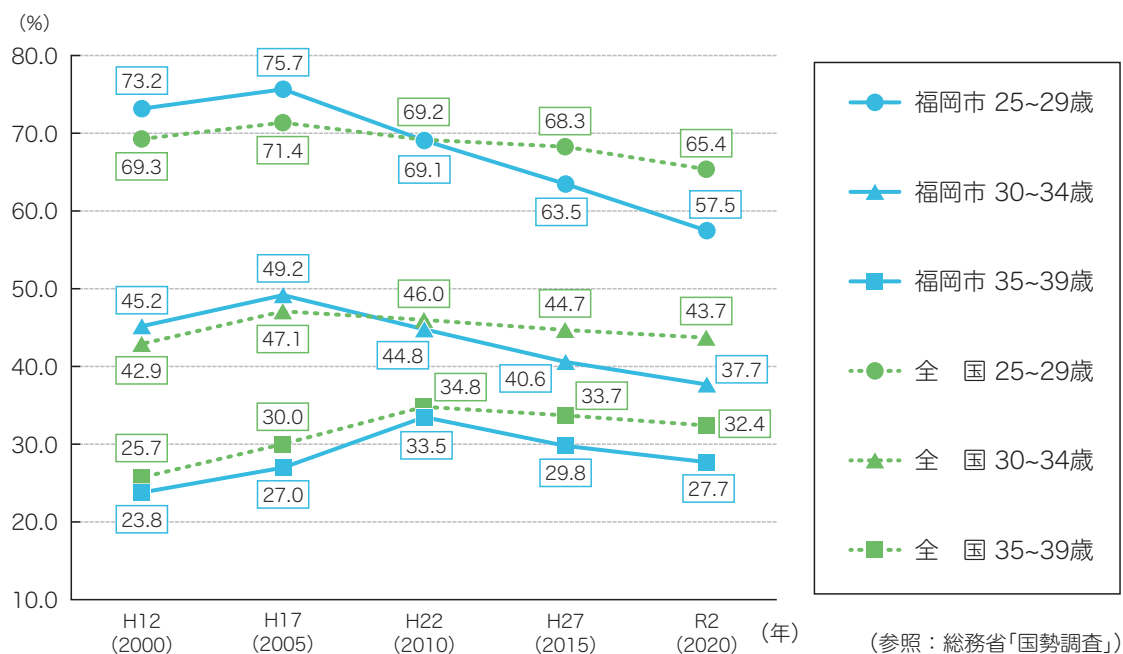
(参照：総務省「国勢調査」)



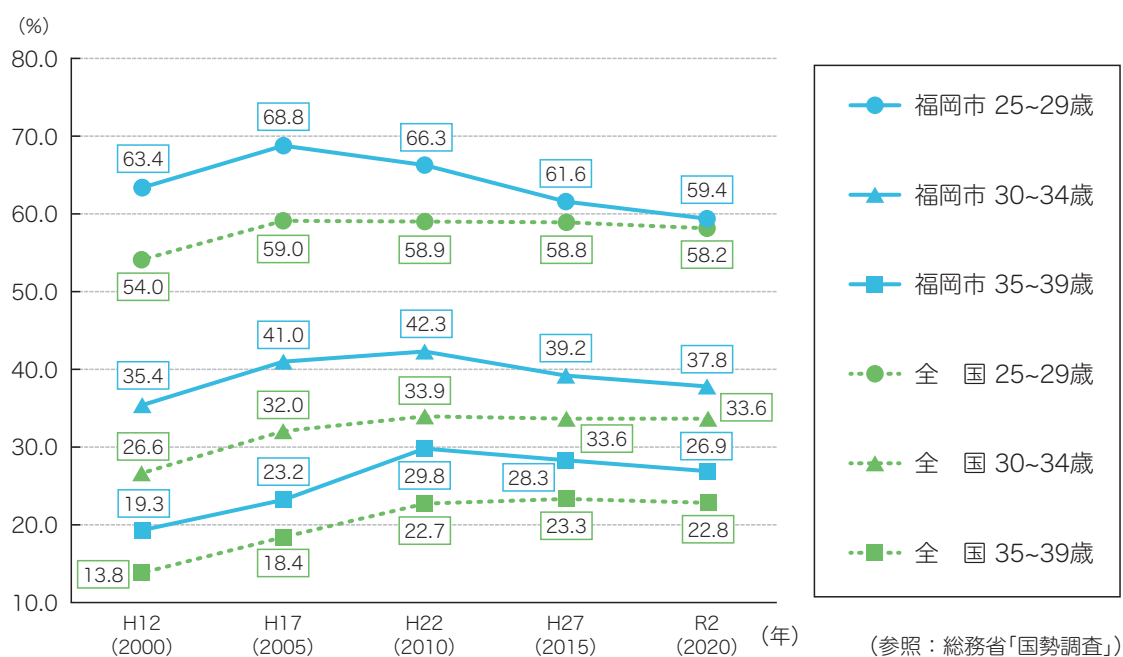
◆ 福岡市の未婚率の推移

福岡市の未婚率（25～39歳の5歳階級別）は、2020（令和2）年調査では、男性・女性ともに低下しています。なお、男性は全国平均より低い値、女性は全国平均より高い値で推移しています。

男性

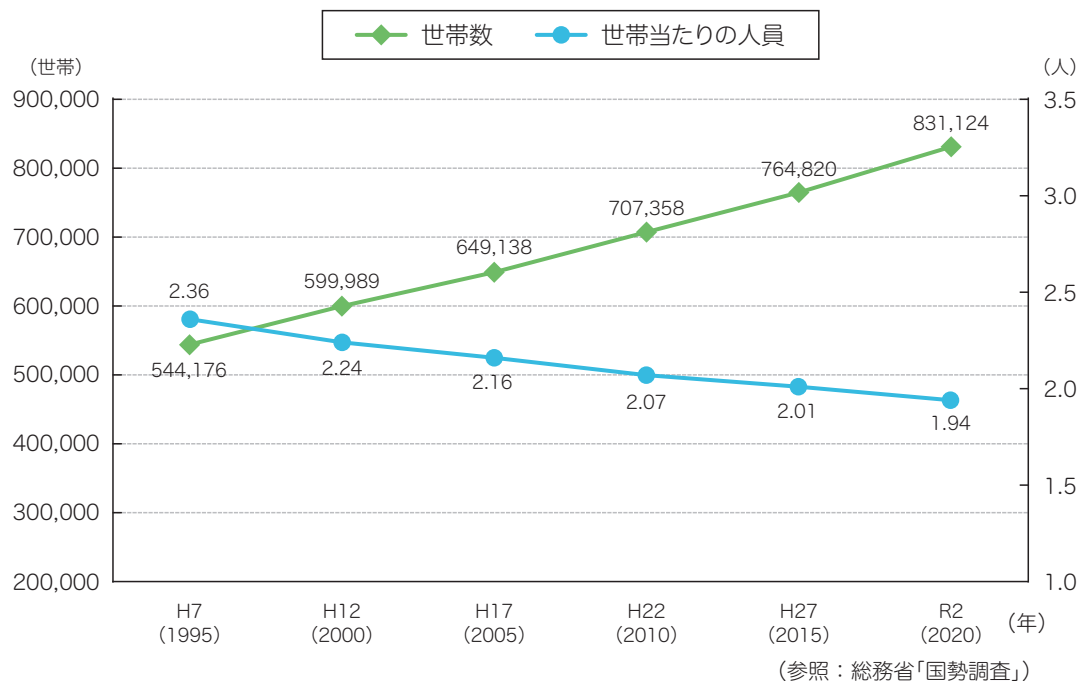


女性



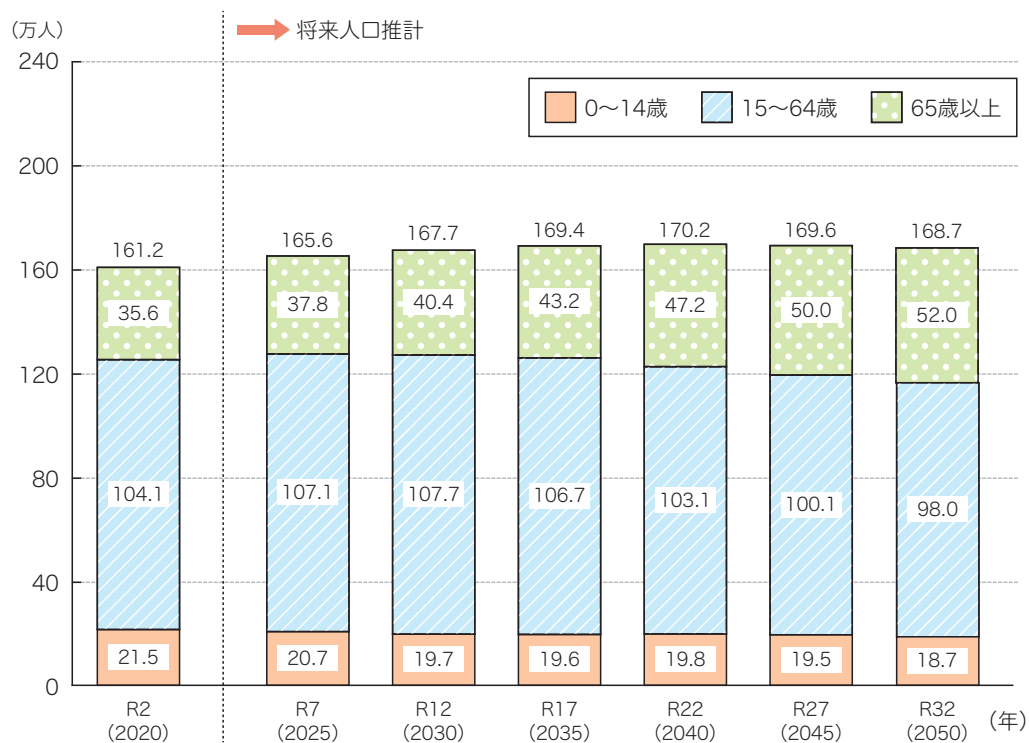
◆ 福岡市の世帯数及び一世帯あたりの平均世帯人員の推移

福岡市の世帯数は増加傾向にあります。一世帯あたりの平均世帯人員は減少傾向となっており、世帯規模の縮小が進んでいます。



◆ 福岡市の将来人口推計

福岡市の人口は、2040(令和22)年頃に約170万人に達し、ピークを迎え、以降は減少に向かうと推計されています。年少人口(0～14歳)は減少傾向となりますが、全国と比較すると緩やかに減少すると推計されています。



R2＝不詳補完値による集計、R7～32＝福岡市の将来人口推計(R6年4月)

(福岡市総務企画局調べ)



6 計画の基本的な考え方

「第6次福岡市子ども総合計画」においてめざすまちの姿を「基本理念」として掲げます。

その実現に向けて、すべての施策の推進にあたり念頭に置くべき視点を「基本的視点」として定めるとともに、対象やライフステージごとに整理した4つの「基本目標」の下で、子ども施策を総合的・計画的に推進します。

1 基本理念

すべての子どもが夢を描けるまちをめざして

子ども一人ひとりが未来を創るかけがえのない存在であり、大人とともに現在の社会を構成する一員として、それぞれの権利や多様性が尊重され、安全で安心して過ごせる環境の中で自己肯定感を高め、豊かな人間性や主体性、創造性、社会性を育み、将来に夢を描きながら、様々なことにチャレンジできるまちをめざします。

また、誰もが安心して子どもを生み育てられるとともに、すべての子どもが身体的・精神的・社会的に幸せな状態（Well-being）で、自分らしく健やかに成長できるよう、社会全体で子どもと子育て家庭を支えるまちをめざします。

めざすまちにおける当事者の姿

子ども 若者

- すべての子ども・若者が、置かれている状況等に関わらず、自分が大切な存在であることを認識し、子どもの権利について理解し、自尊感情や自己肯定感を持ち、将来に夢を描きながら、心豊かに成長しています。

保護者

- 保護者が子どもと向き合う時間を十分に確保し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じています。
- すべての保護者が孤立することなく、社会との接点を持ち、必要に応じて社会からのサポートを受けながら、子どもが健やかに成長できる家庭を築いています。

● 総合的な成果指標

項目		現状値	目標値 (R11年度)
将来の夢や目標を持っている子どもの割合	小6児童	83.0% (R6年度)	増加
	中3生徒	70.4% (R6年度)	
普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがあると回答した子どもの割合	小6児童	91.5% (R6年度)	増加
	中3生徒	90.8% (R6年度)	
福岡市が子育てしやすいまちだと感じる高校生以下の子を持つ保護者の割合(子育て環境満足度)		77.6% (R6年度)	増加
子育てが楽しいと感じる乳幼児保護者の割合		90.2% (R5年度)	増加
子育てに不安や負担があると感じる乳幼児保護者の割合		76.6% (R5年度)	減少

2 基本的視点

● 視点1 すべての子どもの権利の尊重

子どもの権利条約の精神及びこども基本法の基本理念にのっとり、すべての子どもを権利の主体として認識し、その権利を保障し、多様性を尊重しながら、子ども一人ひとりの最善の利益を図ります。

● 視点2 すべての子ども・子育て家庭の支援

すべての子ども・若者、子育て家庭に対して、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施します。また、障がいや疾患のある子ども・若者、不登校やひきこもり、非行の状態にある子ども・若者、ヤングケアラー、子どもの養育が困難な状況にある家庭、児童虐待等の問題を抱える家庭、ひとり親家庭、貧困の状況にある家庭など、それぞれの状況に応じて、きめ細かに支援します。

● 視点3 一人ひとりの視点に立った支援

当事者である子ども・若者、保護者の意見を聴き、それぞれの視点に立ちながら、事業の構築や実施、改善を行うことにより、それぞれの状況やニーズをよりの確に踏まえた実効性のある支援を行います。

● 視点4 必要な人へ確実に届く支援

支援情報を知らない、手続きが煩雑でサービス利用に至らない、支援が必要な状況であることを自覚していないなど、支援が届かない・届きにくい状況にある子ども・若者・子育て家庭を含め、すべての対象者へ必要な支援を確実に届けられるよう、DX(デジタルトランスフォーメーション)¹の推進や、プッシュ型・アウトリーチ型支援²などを行います。

● 視点5 社会全体での支援

社会全体で子ども・若者と子育て家庭を支えるまちの実現に向け、行政による支援だけでなく、市民や事業者、地域、学校、NPOなど、あらゆる主体が連携し、それぞれの役割を果たしながら、社会全体で子ども・若者、子育て家庭の支援に取り組みます。

¹ DX(デジタルトランスフォーメーション) ICTの浸透が人々の生活のあらゆる面でより良い方向に変化させること。

² プッシュ型・アウトリーチ型支援 支援を必要とする子どもや家庭がSOSを発したり、相談窓口等に来訪したりするのを待つのではなく、子どもや家庭のもとに出向く等、能動的に支援を届けること。



3 基本目標

【全年齢】

● 目標1 子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり

子ども一人ひとりが、安全で安心して過ごせる環境の中で、自分らしく健やかに成長するためには、その基盤として、社会全体で子どもの権利が保障される必要があります。子ども自身が自らの権利について学び、子どもに関する事項について意見を表明できる環境づくりを進めるとともに、社会全体でその権利や意見を尊重する気運を高めます。

また、少子化が進行する中、子どもを望む人が、希望どおりに子どもを生み育てられる環境づくりが求められています。子どもを持つことを前向きに考えられる社会の実現に向けた気運の醸成や、仕事と子育ての両立に向けた環境づくり、子育てを支援するまちづくりなどを推進します。

【主に妊娠前～乳幼児期】

● 目標2 安心して生み育てられる環境づくり

子どもの誕生前から幼児期までの期間は、人が生涯にわたり身体的・精神的・社会的に幸せな状態(Well-being)であるための基盤となる最も重要な時期とされており、生まれてくる子どもを家族が安心して迎え、子ども自身が安全に安心して過ごせる環境の中で、豊かな遊びや体験等を通じて、世界を広げていくことが重要です。

妊娠前から乳幼児期、さらにその先へと、切れ目のない支援を行うとともに、幼児教育・保育の充実や多様なニーズに応じた支援、子育て家庭の孤立を未然に防止するための相談支援体制や情報提供の充実を図ります。

【主に学童期～青年期】

● 目標3 子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり

学童期や思春期は、子どもが基本的な生活習慣などを身につけ、自分らしさの発見など将来に向けた自己形成を行っていく重要な時期です。様々な学びや体験を通じて、主体性や創造性、社会性を育むなど、子どもたちの自己形成や社会的自立に向けた取組みを推進するとともに、子どもや若者が地域で安心して過ごせる場づくりを進めます。

また、いじめや不登校、ひきこもりなど、子ども・若者が悩みや問題を抱えたときの相談支援体制の強化や関係機関との連携などにより、一人ひとりの状況に応じた支援を実施します。

【全年齢】

● 目標4 一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり

すべての子どもは、こども基本法に基づき、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、適切に養育され、生活が保障され、愛され、保護され、その健やかな成長や発達、自立が図られる権利を有しています。

障がいのある子どもや、虐待などにより社会的養育を必要とする子ども、ひとり親家庭の子ども、ヤングケアラー、経済的な事情を抱える家庭の子どもなど、それぞれの状況に応じて、きめ細かな支援を行い、子どもの心身の状況や置かれている環境などに関わらず、一人ひとりの最善の利益を実現できる、インクルーシブな社会環境づくりを進めます。

4 計画の進捗管理

基本目標の下で推進する各施策について、それぞれ成果指標を設定し、施策の成果や事業の進捗状況などを確認しながら、必要に応じて施策・事業の拡充や見直しを行います。

また、毎年度、施策の進捗状況などを取りまとめ、福岡市こども・子育て審議会に報告し、同審議会において点検・評価を行います。審議会に報告した内容、審議の内容及び点検・評価の結果は、市のホームページに掲載し公表します。

また、子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境の大きな変化など、必要が生じた場合は、福岡市こども・子育て審議会に諮ったうえで、計画の見直しを行います。

